

令和4年11月8日

各位

理事（研究・産学連携担当）

飯塚 博

産学官連携に係る本学研究者人件費の積算について（お知らせ）

日頃より本学の教育研究活動に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本学では、産業界や自治体等（以下、「外部機関」という）と連携し、社会課題の解決に向け、受託研究、共同研究及び学術指導（以下、「産学官連携」という）に積極的に取り組んでおります。

この度、内閣府「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和2年10月9日）」により、優秀な研究者が安心して自らの研究に打ち込み、持続的に研究成果を創出できるようにするための研究環境整備の重要性が示されました。その中で、産学官連携に関わる外部資金においても、研究者の処遇改善や研究環境整備に有効活用し、研究パフォーマンスの向上と多様かつ優秀な人材の確保が期待されております。

これを受け、本学としましても研究力の向上を目指し、研究エフォートに応じて研究者への人件費支出を可能とするよう、各種規程を改定することとしました。

本学の研究者は、日頃の研究活動を通して深く真理を探究し、新たな価値創造に励むとともに、学生教育、大学運営、さらには、社会課題に取り組むため、外部機関との連携に励んでおります。今回の改定により、本学の研究力向上に繋がりたいと考えております。取り組みへの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本改定は、研究者本人の希望に基づき、積算の段階で外部機関の承諾を得た上で、研究者に対する人件費を支出できることを定めたものであります。本学研究者から人件費支出の希望があった際には、御検討下さいますようお願い申し上げます。

【改定内容】（赤字下線：改定箇所）

国立大学法人山形大学における外部機関との共同研究取扱規程

（共同研究に要する経費）

第6条2号 外部機関は、共同研究を遂行するために、前号の規定により本学が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究者及び研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料、設備費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

国立大学法人山形大学受託研究取扱規程

（研究費）

第7条 研究費は、謝金、旅費、研究者及び研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

国立大学法人山形大学学術指導取扱規程

（学術指導料）

第9条 学術指導料は、指導担当者の知識、ノウハウ等の提供の対価及び当該学術指導に直接必要となる旅費、指導担当者の人件費、消耗品費等の経費とし、委託者及び部局の長が協議の上、定める額（以下「直接経費」という。）及び当該学術指導に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

【適用開始時期】

令和4年5月18日から施行する。なお、令和4年5月18日以前に契約したものについては、変更契約により適用可能とする。

【参考】

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」
（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和2年10月9日））
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf

外部資金等における本学研究者の人的費積算について

【研究者の人的費を直接経費から支出】

これまで : 設定なし

今回の改定 : 研究者が希望する場合に、外部機関の承諾の上(契約上に明記)、エフォート割合(%)に応じた人的費の支出を可能とする

(※エフォート : 研究者の全業務時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)

